

【重要】厚生労働省からのお願い

平素より、事業主・労働者の皆様には、労働行政の推進に当たり、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本調査は、裁量労働制の制度改革案についての検討に資するため、裁量労働制の適用・運用実態を把握するために実施するものです。

昨年の「働き方改革関連法案」に関する国会審議等において、適切な統計手法に基づく裁量労働制の実態把握の必要性が指摘されました。

このため、厚生労働省として、昨年、統計学・労働経済学の専門家や労使関係者による検討会を設け、適切な調査設計・調査事項等の検討を行い、本調査の原案を作成しました。

その後、本調査は、総務大臣の承認を得て、統計法に基づく統計調査として、厚生労働省が自ら行うこととなったものです。

本調査は、裁量労働制の適用・非適用によって、同じ業務を行っている労働者でどの程度労働時間などに違いがあるのかや、裁量労働制を導入している事業場に求められる健康確保の措置などの運用実態等について、地域、事業場規模などで偏りなく把握できるよう調査設計しています。

その結果、裁量労働制の適用がない事業主・労働者の方を含め、ご回答をお願いする調査としています。

皆様のご回答は、今後の厚生労働省における裁量労働制の制度改革案の検討の基礎となります。

このような重要な調査であることにかんがみ、ご多忙の折、大変恐縮ですが、何卒、ご協力・ご回答のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本調査によって得られた情報は、労働基準監督など、統計作成以外の目的で利用されることは決してありません。また、調査で集められた情報は、集計後は事業場や個人を識別できない形で利用され、プライバシーも確保されます。

また、本調査は、オンラインによりご回答いただくことが可能です。

オンラインでのご回答により、正確な記載や、記入漏れの防止等にもつながり、皆様のご負担も減ることとなりますので、ぜひオンライン調査をご活用ください。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

令和 元 年11月
厚生労働省労働基準局長

I はじめに、事業場の属性について伺います。

問1 貴事業場が属する企業全体(本社・支社・営業所・工場等を含む)の常用労働者数(注1)は何人ですか。【○は1つ】

1	1,000人以上	4	100～299人	7	29人以下
2	500～999人	5	50～99人		
3	300～499人	6	30～49人		

(注1)常用労働者とは、下記の①・②のいずれかに該当する労働者をいいます。

①期間を定めずに雇われている者

②1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、以下の者についても、上記①・②のいずれかに該当すれば、常用労働者です。

・取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者

・事業主の家族であって、その事業場に常時勤務して給与の支払を受けている者

・短時間労働者

※派遣労働者について

・貴事業場が派遣元事業場の場合、他の企業等に派遣中の労働者でも上記の①・②のいずれかに該当すれば常用労働者に含めてください(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。)

・貴事業場が派遣先事業場の場合、労働者派遣法に基づき、派遣元事業場から貴事業場に派遣されている者は常用労働者に含めないでください。

問2 問1で回答いただいた常用労働者のうち、貴事業場の常用労働者数は何人ですか。

うち短時間労働者(注2)

万	千	百	十	一

人

万	千	百	十	一

人

(注2)「短時間労働者」とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいいます。(短時間正社員を含みます。)

以下、常用労働者数については、全て短時間労働者を除いた数でお答えください。

問3 問2で回答いただいた貴事業場の常用労働者のうち、裁量労働制が適用され、実際に働いている常用労働者(短時間労働者は除く。)は何人ですか。

(1) 専門業務型・企画業務型別に、次の人数をお答えください。

※専門業務型及び企画業務型裁量労働制の対象業務の詳細については、P19～別表1をご参照ください。

※10月に1日でも実際に働いていた人をカウントしてください(休職者等は含めないでください。)

	専門型				企画型			
①令和1(2019)年 10月の適用労働者	千	百	十	一	千	百	十	一
				人				人
②1年前(平成30 (2018)年10月)の適 用労働者	千	百	十	一	千	百	十	一
				人				人

(2) (1)①で専門業務型適用労働者がいると回答した事業場にお尋ねします。以下の専門業務型適用労働者の業務ごとに、裁量労働制適用労働者の人数をお答えください。

※複数業務に従事する労働者がいる場合は、その労働者が従事する主な業務においてカウントしてください。

※各業務の詳細については、P19～別表1をご参照ください。

		人数（人）						人数（人）			
a	新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務					k	金融派生商品等の開発の業務				
b	情報処理システムの分析、設計の業務					l	大学における教授研究の業務（主として研究に従事するもの）				
c	新聞・出版の事業における記事又は放送番組の制作のための取材・編集の業務					m	公認会計士の業務				
d	デザイナーの業務					n	弁護士の業務				
e	放送番組・映画等の制作の事業におけるプロデューサー・ディレクターの業務					o	建築士の業務				
f	コピーライターの業務					p	不動産鑑定士の業務				
g	システムコンサルタントの業務					q	弁理士の業務				
h	インテリアコーディネーターの業務					r	税理士の業務				
i	ゲーム用ソフトウェアの創作の業務					s	中小企業診断士の業務				
j	証券アナリストの業務					合 計					

問 4 全ての事業場にお尋ねします。貴事業場の主な事業の種類は次のどれに当たりますか。

※事業の種類の詳細については、P22～別表2をご参照ください。

【○は1つ】

1 農業、林業、漁業	17 不動産業、物品賃貸業
2 鉱業、採石業、砂利採取業	学術研究、専門・技術サービス業
3 建設業	18 学術・開発研究機関
製造業	19 広告業
4 消費関連製造業	20 専門サービス業（他に分類されないもの）
5 素材関連製造業	21 技術サービス業（他に分類されないもの）
6 機械関連製造業	22 宿泊業、飲食サービス業
7 電気・ガス・熱供給・水道業	23 生活関連サービス業、娯楽業
情報通信業	教育、学習支援業
8 ソフトウェア業	24 高等教育機関
9 映像・音声・文字情報制作業	25 教育、学習支援業（高等教育機関を除く）
10 情報通信業 （ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業を除く）	26 医療、福祉
11 運輸業、郵便業	27 複合サービス事業（郵便局、農業組合 等）
卸売業、小売業	その他サービス業（他に分類されないもの）
12 機械器具卸売業	28 その他の事業サービス業
13 卸売業（機械器具卸売業を除く）	29 サービス業（他に分類されないもの） （その他の事業サービス業を除く）
14 小売業	30 その他
金融業、保険業	
15 金融業	
16 保険業	

問5 本社・支社等の区分について教えてください。

(1) 貴事業場は次のどれに当たりますか。【○は1つ】

※単独事業場とは、他の場所に支所・支社・支店を持たない事業場をいいます。

本所・本社・本店とは、他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統轄する事業場をいいます。1つの企業に、「本所・本社・本店」は1つだけです。

支所・支社・支店とは、他の場所にある本所・本社・本店などの統轄を受けている事業場をいいます。名称に「本社」とあっても、統轄を受けていれば、「支所・支社・支店」となります。

1 単独事業場

2 本所・本社・本店

3 支所・支社・支店

問6へ

➡ (2) へ

(2) (1)で「3 支所・支社・支店」に○を付けた事業場にお尋ねします。貴事業場は、次のいずれに最も近いですか。【○は1つ】

- 1 貴事業場の属する企業等の事業の運営に大きな影響を及ぼす決定を行っている(注3)
- 2 本社・本店の具体的な指示を受けることなく独自に、貴事業場の事業の運営に大きな影響を及ぼす事業計画や営業計画の決定を行っている(注4)
- 3 1にも2にも当てはまらない

(注3)例

- ・ 貴事業場の属する企業等が取り扱う主要な製品・サービス等についての事業計画の決定等を行っている事業本部
- ・ 貴事業場の属する企業等が事業活動の対象としている主要な地域における生産、販売等についての事業計画や営業計画の決定等を行っている地域本社や地域を統轄する支社・支店等
- ・ 本社・本店の具体的な指示を受けることなく独自に、貴事業場の属する企業等が取り扱う主要な製品・サービス等についての事業計画の決定等を行っている工場等

(注4)例

- ・ 本社・本店の具体的な指示を受けることなく独自に、貴事業場(又は貴事業場を含む複数の支社・支店等)の事業活動の対象となる地域における生産、販売等についての事業計画や営業計画の決定等を行っている支社・支店等

問6 全ての事業場にお尋ねします。貴事業場に労働者の過半数で組織されている労働組合はありますか。【○は1つ】

※労働組合は、事業場の労働者の過半数で組織されているものに限ります。ただし、事業場の労働者の過半数が属するものであれば、その事業場の労働者のみで組織される労働組合だけでなく、企業全体又は企業の複数の事業場の労働者により組織される労働組合も含まれます。

1 ある

2 ない

Ⅱ ここからは、労働時間について伺います。

問 7 貴事業場における所定労働時間を教えてください。

※就業規則等で定められた1日の所定労働時間及び1週間の所定労働時間を記入してください（休憩時間、残業時間は含みません。）。

労働者の種類等によって異なる場合は、フルタイムの常用労働者に適用されている所定労働時間数を記入してください。1週間当たりの所定労働時間が週によって異なっている場合には、平均の1週間当たりの所定労働時間を記入してください。

(1) 1日の所定労働時間

		時間			分
		時間			分

(2) 1週間の所定労働時間

問 8 貴事業場における裁量労働制適用労働者(短時間労働者を除く。)の1日のみなし労働時間を、専門業務型(業務ごと)、企画業務型それぞれについて教えてください。

※1日のみなし労働時間が労働者によって異なる場合は、その業務において最も多くの労働者に適用されているみなし労働時間を記入してください。

		みなし労働時間				みなし労働時間					
a	新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務			時間	分	k	金融派生商品等の開発の業務			時間	分
b	情報処理システムの分析、設計の業務			時間	分	l	大学における教授研究の業務(主として研究に従事するもの)			時間	分
c	新聞・出版の事業における記事又は放送番組の制作のための取材、編集の業務			時間	分	m	公認会計士の業務			時間	分
d	デザイナーの業務			時間	分	n	弁護士の業務			時間	分
e	放送番組・映画等の制作の事業におけるプロデューサー、ディレクターの業務			時間	分	o	建築士の業務			時間	分
f	コピーライターの業務			時間	分	p	不動産鑑定士の業務			時間	分
g	システムコンサルタントの業務			時間	分	q	弁理士の業務			時間	分
h	インテリアコーディネーターの業務			時間	分	r	税理士の業務			時間	分
i	ゲーム用ソフトウェアの創作の業務			時間	分	s	中小企業診断士の業務			時間	分
j	証券アナリストの業務			時間	分	企画型				時間	分

問9 貴事業場における裁量労働制適用労働者の労働時間の状況の把握方法を教えてください。専門業務型・企画業務型のそれぞれについて、最も当てはまる方法はどれですか。

【○はそれぞれ1つ】

※「労働時間の状況の把握方法」について、裁量労働制適用労働者について健康・福祉確保措置や医師による面接指導を実施するため事業場ごとに把握している「労働時間の状況」の把握方法についてお答えください。

	タイムカード・ICカード	PCのログイン・ログアウト	その他の客観的方法(注5)	自己申告	管理監督者の現認(注6)	予め一定時間数を記録	把握していない
専門型	1	2	3	4	5	6	7
企画型	1	2	3	4	5	6	7

(注5)「その他の客観的方法」としては、入退館の際のゲート通過時間を個人別に管理している場合等が含まれます。

(注6)「現認」とは、使用者自ら、あるいは労働時間管理を行う者が、直接始業時刻や終業時刻を確認することです。

問10 貴事業場における労働時間の状況について教えてください。

(1) 貴事業場における裁量労働制適用労働者(短時間労働者を除く。)について、専門業務型(業務ごと)、企画業務型それぞれについて、以下①②の値を次のページの表にお書きください。

①「令和1(2019)年10月の1か月の労働時間の状況の合計(注7)」

②「令和1(2019)年10月に労働者が実際に働いた日数の合計(注8)」

(注7) 問9でお答えいただいた方法により把握した労働時間の状況について、該当する労働者全員分の労働時間の状況の1か月の総和をお答えください。

(注8) 該当する労働者全員分の労働日数の1か月の総和をお答えください。有給休暇は含めないでください。少しでも労働した日は1日に数えてください。

(このご回答により、後日労働時間の状況の平均を計算します)

例えば貴事業場に、デザイナーの業務に従事する裁量労働制適用労働者が全部で3人いた場合

①デザイナー3人全員の、1か月の労働時間の状況の合計

÷

②デザイナー3人全員の、1か月の労働日数の合計

=

貴事業場における1人当たり・1日当たりの労働時間の状況の平均

① 1か月のそれぞれの労働時間の状況を合計する

労働者Aさん(160時間50分) + 労働者Bさん(193時間00分) + 労働者Cさん(189時間30分)

= 計 543時間20分 (=32600分)

② 労働日数を合計する(有給休暇は含めないでください。少しでも労働した日は1日に数えてください)

労働者Aさん(20日) + 労働者Bさん(22日) + 労働者Cさん(21日)

= 計 63日

とても重要な質問です。

お手数ですが、御回答をよろしくお願いいたします。



		① 1 か月の労働時間の状況の合計				② 労働日数の合計			
専門型									
a	新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務				時間	分			日
b	情報処理システムの分析、設計の業務				時間	分			日
c	新聞・出版の事業における記事又は放送番組の制作のための取材・編集の業務				時間	分			日
d	デザイナーの業務				時間	分			日
e	放送番組・映画等の制作の事業におけるプロデューサー、ディレクターの業務				時間	分			日
f	コピーライターの業務				時間	分			日
g	システムコンサルタントの業務				時間	分			日
h	インテリアコーディネーターの業務				時間	分			日
i	ゲーム用ソフトウェアの創作の業務				時間	分			日
j	証券アナリストの業務				時間	分			日
k	金融派生商品等の開発の業務				時間	分			日
l	大学における教授研究の業務 (主として研究に従事するもの)				時間	分			日
m	公認会計士の業務				時間	分			日
n	弁護士の業務				時間	分			日
o	建築士の業務				時間	分			日
p	不動産鑑定士の業務				時間	分			日
q	弁理士の業務				時間	分			日
r	税理士の業務				時間	分			日
s	中小企業診断士の業務				時間	分			日
企画型					時間	分			日

(2) (1)で回答いただいた「①労働時間の状況の合計」について、休憩時間は含まれていますか。含まれている場合は、就業規則等で定められている1日の休憩時間(所定労働時間内)を教えてください。

1 含まれている	2 含まれていない
----------	-----------


 休憩時間

 時間

 分

Ⅲ ここからは、裁量労働制について伺います。

問 11 貴事業場において、裁量労働制を導入している期間はどれくらいですか。

【○はそれぞれ1つ】

	専門型	企画型
1 年未満	1	1
1 年以上 3 年未満	2	2
3 年以上 5 年未満	3	3
5 年以上 10 年未満	4	4
10 年以上 20 年未満	5	5
20 年以上	6	
分からない	7	7

問 12 貴事業場において、裁量労働制を導入した理由を教えてください。【当てはまるもの全てに○】

また、○を付けた項目について、評価をお聞かせください。【○はそれぞれ1つ】

	専門型				企画型			
	理由	評価			理由	評価		
		効果が あった	変わら ない	反対の 結果に なった		効果が あった	変わら ない	反対の 結果に なった
業績に基づく評価制度の実効性を高めるため	1 ☒	1	2	3	1 ☒	1	2	3
残業代を削減するため	2 ☒	1	2	3	2 ☒	1	2	3
労働者の長時間労働（時間外労働）を削減するため	3 ☒	1	2	3	3 ☒	1	2	3
労働者の柔軟な働き方を後押しするため	4 ☒	1	2	3	4 ☒	1	2	3
労働者の能力発揮を促すため	5 ☒	1	2	3	5 ☒	1	2	3
効率的に仕事を進めるよう労働者の意識改革を図るため	6 ☒	1	2	3	6 ☒	1	2	3
労働者の要望に応えるため	7 ☒	1	2	3	7 ☒	1	2	3
その他	8 ☒	1	2	3	8 ☒	1	2	3
分からない	9				9			

問 13 貴事業場において、労働者に裁量労働制を適用する要件を教えてください。

【当てはまるもの全てに○】

	専門型	企画型
労働者本人の同意	1	1
試験（採用試験を含む）	2	2
採用区分（総合職、専門職など）	3	3
職種（事務職、営業職、専門職など）	4	4
職位（課長、係長など）	5	5
勤続年数	6	6
一定の人事等級以上（職能クラスなど）	7	7
職務経験年数（他社での経験年数を含む）	8	8
その他	9	9
特になし	10	10

問 14 貴事業場において、裁量労働制適用労働者が業務遂行を行うに当たって、労働者本人の裁量の程度はどの程度ありますか。次に掲げるA～Eの事項を誰が決定しているかについて、それぞれの事項ごとに、次の1～5から当てはまるものを選んでください。【○はそれぞれ1つ】

		労働者に 相談せ ず、管理 監督者 （又は社 内の決まり）が決 めている	労働者の 意向を踏 まえて、 管理監督 者が決め ている	管理監督 者の意向 を踏まえ て、労働 者が決め ている	管理監督 者に相談 なく、労 働者が決 めている	どちらと も言えな い
専門型	A 業務の目的、目標、期限等の基本的事項	1	2	3	4	5
	B 具体的な仕事の内容・量	1	2	3	4	5
	C 進捗報告の頻度	1	2	3	4	5
	D 業務の遂行方法、時間配分等	1	2	3	4	5
	E 出退勤時間	1	2	3	4	5
企画型	A 業務の目的、目標、期限等の基本的事項	1	2	3	4	5
	B 具体的な仕事の内容・量	1	2	3	4	5
	C 進捗報告の頻度	1	2	3	4	5
	D 業務の遂行方法、時間配分等	1	2	3	4	5
	E 出退勤時間	1	2	3	4	5

問 15 貴事業場において、裁量労働制適用労働者だけに設けられている特別手当について教えてください。

(1) 裁量労働制適用労働者だけに通常支払われる特別手当はありますか。またそれは、一定の期間ごとに支払われるものですか。【当てはまるもの全てに○】

※「特別手当」には、給与・賞与等と別に支払われるものだけでなく、給与・賞与等に乗せて支払われるものを含めます。

	専門型	企画型
特別手当制度はない	1	1
1 か月ごとに支払われている	2	2
四半期ごとに支払われている	3	3
半年ごとに支払われている	4	4
1 年ごとに支払われている	5	5
不定期的に支払われている	6	6

(2) (1)で「2 1か月ごとに支払われている」と回答した事業場にお尋ねします。平成30(2018)年度の1か月の特別手当の額は、専門業務型・企画業務型ごとの労働者の平均でいくらですか。

	専門型						企画型					
1 か月当たり特別手当額	十 万	万	千	百	十	一 円	十 万	万	千	百	十	一 円

(計算例) ○月に特別手当が支払われた裁量労働制適用労働者が3名の場合

労働者Aさん(10,000円) + 労働者Bさん(50,000円) + 労働者Cさん(5,000円) = 計(65,000円)
 65,000円 ÷ 3人 = (小数点第1位を四捨五入) 21,667円 ← 1か月当たり特別手当額

(3) (1)で「2 1か月ごとに支払われている」と回答した事業場にお尋ねします。特別手当は、どのような名目で支給されていますか。最も近いものを教えてください。

【○はそれぞれ1つ】

	専門型	企画型
通常の所定労働時間を超える残業代として	1	1
業務の成果として	2	2
業務遂行の能力が高いことへの見合いとして	3	3
その他	4	4
分からない	5	5

問 16 全ての事業場にお尋ねします。貴事業場における裁量労働制適用労働者に対する健康・福祉確保措置について教えてください。専門業務型・企画業務型ごとに、事業場に設けられている措置を教えてください。【当てはまるもの全てに○】

	専門型	企画型
労働者の勤務状況及び健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与する	1	1
休暇取得促進措置（年次有給休暇の連続取得など）を講じる	2	2
心と体の健康相談窓口を設置する	3	3
労働者の勤務状況及び健康状態に応じて、健康診断を実施する	4	4
労働者の勤務状況及び健康状態により、裁量労働制が適用されない部署など適切な部署に配置転換する	5	5
勤め先が産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に保健指導を受けさせる	6	6
一定時間以上の勤務や休日労働が行われた場合に、産業医等による面接指導を受けさせる	7	7
一定期間（1 か月等）当たりの労働時間に上限を設ける	8	8
深夜業の回数を制限する	9	9
前日の終業と翌日の始業との間に一定時間以上の休息（勤務間インターバル）を必ず確保する	10	10
その他の措置	11	11

問 17 貴事業場における裁量労働制適用労働者からの苦情処理措置について教えてください。

(1) 苦情処理措置として、どのようなことを行っていますか。【当てはまるもの全てに○】

	専門型	企画型
労使委員会に相談窓口を設置	1	1
苦情処理を行う独自の委員会を設置	2	2
労働組合が相談窓口を設置	3	3
人事担当部署等に相談窓口を設置	4	4
組織外に相談窓口を設置	5	5
上司への申出	6	6
その他	7	7

(2) 平成 30(2018)年度に受け付けた苦情はおおむねどれくらいありましたか。

【○はそれぞれ1つ】

※ 1 人の労働者から複数件寄せられた場合には、複数カウントしてください。

	専門型	企画型
苦情はなかった	1	1
1 ～ 5 件	2	2
6 ～ 10 件	3	3
11 ～ 20 件	4	4
21 ～ 50 件	5	5
51 件以上	6	6
分からない	7	7

(3) 平成 30(2018)年度に苦情を受け付けた事業場にお尋ねします。その内容はどのようなものでしたか。【当てはまるもの全てに○】

	専門型	企画型
仕事に裁量がない（又は小さい）	1	1
当初決まっていた業務でない業務が命じられる	2	2
業務量が過大である	3	3
業務の期限設定が短い	4	4
みなし労働時間の設定が不適切である	5	5
労働時間が長い	6	6
休暇が取れない	7	7
賃金などの処遇が悪い	8	8
人事評価が不適切である	9	9
その他	10	10
分からない	11	11

問 18 貴事業場において、労働者に裁量労働制を適用するに当たり、労働者の同意を得る手続又は同意の撤回の手続について教えてください。

なお、これらの手続は、制度上は企画業務型にのみ必要とされているものですが、問 13 の裁量労働制が適用される労働者の要件の質問で「1 労働者本人の同意」に○を付けた専門業務型の導入事業場も回答してください。

⇒ 問 13 で「1 労働者本人の同意」に○を付けなかった専門業務型の導入事業場で、企画業務型を導入していない事業場は、問 19 へお進みください。

(1) 同意や同意の撤回の手続は、どのような方法で行っていますか。【当てはまるもの全てに○】

	専門型		企画型	
	同意	撤回	同意	撤回
書面で行うこととしている	1	1	1	1
メールなどの電磁的方法で行うこととしている	2	2	2	2
口頭で行うこととしている	3	3	3	3
その他	4	4	4	4
手続は特に定めていない	5	5	5	5

(2) 同意の手続を行う際、労働者に対して、適切に裁量労働制の制度・運用・働き方等について説明していますか。【○はそれぞれ1つ】

専門型	1 はい	2 いいえ
企画型	1 はい	2 いいえ

(3) 平成 30(2018)年度に、労働者に裁量労働制適用の同意を求めた際、同意が得られなかった人はいますか。また、平成 30(2018)年度に、同意を撤回して、裁量労働制の適用から外れた人はいますか。当てはまる数字に○を付け、いる場合は把握している人数をお答えください。【○はそれぞれ1つ】

	専門型		企画型	
	同意が得られなかった労働者	同意を撤回した労働者	同意が得られなかった労働者	同意を撤回した労働者
いる	1 把握している人数 〔 〕 人	1 把握している人数 〔 〕 人	1 把握している人数 〔 〕 人	1 把握している人数 〔 〕 人
	2	2	2	2
同意を求めた労働者がいなかった	3		3	
分からない	4	4	4	4

(4) 同意の撤回の理由として、どのような理由が多いですか。平成 30(2018)年度以前のものも含めてお答えください。【当てはまるもの全てに○】

	専門型	企画型
労働時間が長い	1	1
休暇が取れない	2	2
賃金などの処遇が悪い	3	3
仕事に裁量がない	4	4
その他	5	5
分からない	6	6
これまで同意の撤回があったことがない	7	7

(5) 問 13 で「1 労働者本人の同意」に○を付けた専門業務型裁量労働制導入事業場にのみお尋ねします。同意を要件としている理由は何ですか。【当てはまるもの全てに○】

- | |
|---|
| 1 労働者に納得して働いてもらうため
2 希望者のみに裁量労働制を適用していることから、結果として同意をとっていることとなるため
3 労働者の意識を高めるため
4 労働組合から要望があるため
5 企画業務型裁量労働制でも同じ取扱いとしているため
6 その他 |
|---|

問 19 全ての事業場にお尋ねします。貴事業場における労使委員会について教えてください。

なお、労使委員会の設置・決議は、制度上は企画業務型にのみ必要とされているものですが、専門業務型の適用労働者への対応として、自主的に労使委員会を設置・決議している場合には、その状況も併せて教えてください。

⇒ 労使委員会を設置・決議していない専門業務型の導入事業場で、
企画業務型を導入していない事業場は、
右のチェックボックスに「✓」を付けて問 20 へお進みください。→

チェックボックス

☐

(1) 労使委員会の人数と、そのうち労働者側委員の数を教えてください。

	専門型		企画型	
労使委員会		人		人
うち労働者側委員		人		人

(2) 労働者側委員の指名手法についてお尋ねします。

① 労働者側委員の指名手法について、当てはまるものを教えてください。

【○はそれぞれ1つ】

	専門型	企画型
労働組合による指名	1	1
労働者の過半数代表者による指名	2	2
使用者による指名	3	3
その他	4	4

② ①で「2 労働者の過半数代表者による指名」に○を付けた事業場にお尋ねします。
過半数代表者の選出手続について、当てはまるものを教えてください。

【○はそれぞれ1つ】

	専門型	企画型
労働者による投票	1	1
労働者による挙手	2	2
労働者間の話合い	3	3
労働者間の持ち回り決議	4	4
その他	5	5

(3) 全ての事業場にお尋ねします。労働者側委員の職位を教えてください。【当てはまるものの全てに○】

	専門型	企画型
一般社員	1	1
係長・主任クラス	2	2
課長代理クラス	3	3
課長クラス以上	4	4

(4) 平成 30(2018)年度の労使委員会の開催頻度を教えてください。【○はそれぞれ1つ】

	専門型	企画型
1 回	1	1
2 回	2	2
3 回	3	3
4 回	4	4
5 回以上	5	5
開催していない	6	6

(5) 平成 30(2018)年度に労使委員会を開催した事業場にお尋ねします。労使委員会の議題は何でしたか。【当てはまるもの全てに○】

	専門型	企画型
対象業務	1	1
対象労働者の範囲	2	2
みなし労働時間	3	3
健康・福祉確保措置	4	4
苦情処理措置	5	5
労働者の同意	6	6
勤務状況や措置の実施状況の記録・保存	7	7
労働者の評価方法	8	8
運営規程など労使委員会の事務に関すること	9	9
その他	10	10

(6) 専門業務型裁量労働制の運用に当たり、労使委員会を設置・決議している事業場にのみお尋ねします。労使委員会を設置・決議している理由は何ですか。【当てはまるもの全てに○】

- 1 労働者の意見をできるだけ取り入れたいため
- 2 労働者に納得して働いてもらうため
- 3 労働組合から要望があるため
- 4 企画業務型裁量労働制でも同じ取扱いとしているため
- 5 その他

問 20 全ての事業場にお尋ねします。今後の裁量労働制に対するご意見を教えてください。

(1) 現在の裁量労働制について、どのようなご意見をお持ちですか。【○は1つ】

1 今のままでよい 2 制度を見直すべき 3 特に意見はない 4 分からない

⇒「1」「3」「4」を選択した事業場は、これで本調査は終了です。
ご協力ありがとうございました。

(2) (1)で「2 制度を見直すべき」と答えた事業場にお尋ねします。具体的にどのような見直しが必要とお考えですか。【当てはまるもの全てに○】

(3) へ ← 対象労働者の範囲を見直すべき

(4) へ ← 手続負担を軽減すべき

労働者の裁量が確保されるようにすべき

制度の運用に当たって、本人同意や同意撤回の手続を含め、労働者の意向がより尊重されるようにすべき

健康・福祉確保措置を充実させるべき

苦情処理措置を充実させるべき

労使委員会の実効性を高めるべき

行政による助言・指導の機能強化を図るべき

その他 具体的内容を〔 〕内に記入してください

専門型〔 〕

企画型〔 〕

専門型	企画型
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9

⇒ 「1」又は「2」を選択しなかった事業場は、これで本調査は終了です。
ご協力ありがとうございました。

「1」を選択した事業場は(3)へ、「2」を選択した事業場は(4)へお進みください。

(3) 対象労働者の範囲について

① (2)で「1 対象労働者の範囲を見直すべき」と回答した事業場にお尋ねします。具体的にどのようなご意見をお持ちですか。【○はそれぞれ1つ】

	専門型	企画型
狭い	1	1
広い	2	2
範囲が不明確	3	3

- ② ①で「1 狭い」と回答した事業場にお尋ねします。具体的にどのようなご意見をお持ちですか。【当てはまるもの全てに○】

	専門型	企画型
法令上規定された業務に限らず、業務遂行の手段や時間配分について、使用者が具体的な指示をしない業務は、対象業務として認めるべき	1	1
法令上規定された業務に限らず、労使で合意された業務は、対象業務として認めるべき	2	2
指針上規定されているように、対象業務に「常態として」従事していなくとも、「主として」従事していればよいものとすべき		3
法令上規定された業務に限らず、他の業務を追加すべき 具体的内容を〔 〕内に記入してください 専門型〔 〕 企画型〔 〕	4	4
業務ではなく、一定の年収を要件とすべき	5	5
業務ではなく、一定の処遇・雇用管理等を要件とすべき	6	6
業務ではなく、一定の人事等級・経験年数等を要件とすべき	7	7
業務ではなく、一定の資格を要件とすべき	8	8
業務ではなく、一定のコンピテンシー（職務遂行能力）を要件とすべき	9	9
その他 具体的内容を〔 〕内に記入してください 専門型〔 〕 企画型〔 〕	10	10

- ③ ①で「2 広い」と回答した事業場にお尋ねします。具体的にどのようなご意見をお持ちですか。【当てはまるもの全てに○】

	専門型	企画型
現在認められている業務の一部又は全部を対象から外すべき 具体的内容を〔 〕内に記入してください 専門型〔 〕 企画型〔 〕	1	1
一定の年収を要件とすべき	2	2
一定の処遇・雇用管理等を要件とすべき	3	3
一定の人事等級・経験年数等を要件とすべき	4	4
一定の資格を要件とすべき	5	5
一定のコンピテンシー（職務遂行能力）を要件とすべき	6	6
その他 具体的内容を〔 〕内に記入してください 専門型〔 〕 企画型〔 〕	7	7

- ④ ①で「3 範囲が不明確」と回答した事業場にお尋ねします。具体的にどのようなご意見をお持ちですか。【当てはまるもの全てに○】

	専門型	企画型
対象業務をより具体的に明確化すべき 具体的内容を〔 〕内に記入してください 専門型〔 〕 企画型〔 〕	1	1
業務ではなく、一定の年収を要件とすべき	2	2
業務ではなく、一定の処遇・雇用管理等を要件とすべき	3	3
業務ではなく、一定の人事等級・経験年数等を要件とすべき	4	4
業務ではなく、一定の資格を要件とすべき	5	5
業務ではなく、一定のコンピテンシー（職務遂行能力）を要件とすべき	6	6
その他 具体的内容を〔 〕内に記入してください 専門型〔 〕 企画型〔 〕	7	7

- (4) (2)で「2 手続負担を軽減すべき」と回答した事業場にお尋ねします。どのような手続を負担と感じていますか。【○はそれぞれ最大3つまで】

	専門型	企画型
労使協定の締結	1	
労使協定の労働基準監督署長への届出	2	
健康・福祉確保措置	3	3
苦情処理措置	4	4
労使委員会の設置		5
労働者側委員の指名のための代表者選出		6
労使委員会の運営規程の策定		7
労使委員会の議事録の作成		8
決議事項の委員の5分の4以上による合意		9
個別労働者からの同意		10
企画業務型裁量労働制に関する決議届の作成および労働基準監督署長への届出		11
企画業務型裁量労働制に関する報告の作成および労働基準監督署長への届出		12
その他 具体的内容を〔 〕内に記入してください 専門型〔 〕 企画型〔 〕	13	13

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

○専門業務型裁量労働制

a 新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務

「新商品・新技術の研究開発」とは、材料、製品、生産・製造工程等の開発又は技術的改善等をいう。

b 情報処理システムの分析、設計の業務

「情報処理システム」とは、情報の整理、加工、蓄積、検索等の処理を目的として、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、通信ネットワーク、データを処理するプログラム等が構成要素として組み合わされた体系をいう。

具体的な業務としては以下の業務をいう。

- (i) ニーズの把握、ユーザーの業務分析等に基づいた最適な業務処理方法の決定及びその方法に適合する機種を選定
- (ii) 入出力設計、処理手順の設計等アプリケーション・システムの設計、機械構成の細部の決定、ソフトウェアの決定等
- (iii) システム稼働後のシステムの評価、問題点の発見、その解決のための改善等

※プログラムの設計・作成を行うプログラマーは含まれない。

c 新聞・出版の事業における記事又は放送番組の制作のための取材・編集の業務

新聞若しくは出版の事業における記事の取材若しくは編集の業務又は放送法第2条第28号に規定する放送番組の制作のための取材若しくは編集の業務をいう。

「新聞・出版の事業」には、新聞、定期刊行物にニュースを提供するニュース供給業も含まれる。「取材若しくは編集の業務」は、記事の内容に関する企画及び立案、記事の取材、原稿の作成、割付け、レイアウト・内容のチェック等の業務をいう。「放送番組の制作のための取材」は、報道番組、ドキュメンタリー等の制作のために行われる取材、インタビュー等の業務をいう。「編集の業務」は、取材を要する番組における取材対象の選定等の企画及び取材によって得られたものを番組に構成するための内容的な編集をいう。

※新聞又は出版の事業以外の事業で記事の取材又は編集の業務に従事する者、例えば社内報の編集者等は含まれない。また、取材に当たって同行するカメラマンや技術スタッフ、単なる校正の業務、音量調整やフィルムの作成等技術的編集は含まれない。

d デザイナーの業務

衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務をいう。

「広告」には商品のパッケージ、ディスプレイ等広く宣伝を目的としたものも含まれる。

※考案されたデザインに基づき単に図面の作成、製品の制作等の業務を行う者は含まれない。

e 放送番組・映画等の制作の事業におけるプロデューサー・ディレクターの業務

放送番組、映画等の制作の事業におけるプロデューサー又はディレクターの業務をいう。

「放送番組・映画等の制作」には、ビデオ、レコード、音楽テープ等の制作及び演劇、コンサート、ショー等の興行等が含まれる。「プロデューサーの業務」とは、制作全般について責任を持ち、企画の決定、対外折衝、スタッフの選定、予算の管理等を総括して行うことをいう。「ディレクターの業務」とは、スタッフを統率し、指揮し、現場の制作作業の統括を行うことをいう。

f コピーライターの業務

広告、宣伝等における商品等の内容、特長等に係る文章の案の考案の業務をいう。

「広告、宣伝等」には、商品等の内容、特長等に係る文章伝達の媒体一般が含まれるものであり、また、営利目的か否かを問わず、啓蒙、啓発のための文章も含まれる。「商品等」とは、単に商行為たる売買の目的物たる物品にとどまるものではなく、動産であるか不動産であるか、また、有体物であるか無体物であるかを問わない。「内容、特長等」には、キャッチフレーズ（おおむね10文字前後で読み手を引きつける魅力的な言葉）、ボディコピー（より詳しい商品内容等の説明）、スローガン（企業の考え方や姿勢をわかりやすく表現したもの）等が含まれる。「文章」についてはその長短を問わない。

g システムコンサルタントの業務

事業運営において情報処理システムを活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務をいう。

「情報処理システムを活用するための問題点の把握」とは、現行の情報処理システム又は業務遂行体制についてヒアリング等を行い、新しい情報処理システムの導入又は現行情報処理システムの改善に関し、情報処理システムを効率的、有効に活用するための方法について問題点の把握を行うことをいう。「それを活用するための方法に関する考案若しくは助言」とは、情報処理システムの開発に必要な時間、費用等を考慮した上で、新しい情報処理システムの導入や現行の情報処理システムの改善に関しシステムを効率的、有効に活用するための方法を考案し、助言することをいう。

※専ら時間配分を顧客の都合に合わせざるを得ない相談業務は含まれない。

※アプリケーションの設計又は開発の業務、データベース設計又は構築の業務は含まれないものであり、これらの業務は「b 情報処理システムの分析、設計の業務」に含まれる。

h インテリアコーディネーターの業務

建築物内における照明器具、家具等の配置に関する考案、表現又は助言の業務をいう。

「照明器具、家具等」には、照明器具、家具の他、建具、建装品（ブラインド、びょうぶ、額縁等）、じゅうたん、カーテン等繊維製品等が含まれる。「配置に関する考案、表現又は助言の業務」とは、顧客の要望を踏まえたインテリアをイメージし、照明器具、家具等の選定又はその具体的な配置を考案した上で、顧客に対してインテリアに関する助言を行う業務、提案書を作成する業務、模型を作製する業務又は家具等の配置の際の立ち合いの業務をいう。

※内装等の施工など建設業務、専ら図面や提案書等の清書を行う業務、専ら模型の作製等を行う業務、家具販売店等における一定の時間帯を設定して行う相談業務は含まれない。

i ゲーム用ソフトウェアの創作の業務

「ゲーム用ソフトウェア」には、家庭用テレビゲーム用ソフトウェア、液晶表示装置を使用した携帯ゲーム用ソフトウェア、ゲームセンター等に設置される業務用テレビゲーム用ソフトウェア、パーソナルコンピュータゲーム用ソフトウェア等が含まれる。「創作」には、シナリオ作成（全体構想）や映像制作、音響制作等が含まれる。

※専ら他人の具体的指示に基づく裁量権のないプログラミング等を行う者又は創作されたソフトウェアに基づき単にCD-ROM等の製品の製造を行う者は含まれない。

j 証券アナリストの業務

有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務をいう。

「有価証券市場における相場等の動向」とは、株式相場、債券相場の動向のほかこれに影響を与える経済等の動向をいう。「有価証券の価値等」とは、有価証券に投資することによって将来得られる利益である値上り益、利子、配当等の経済的価値及び有価証券の価値の基盤となる企業の事業活動をいう。「分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務」とは、有価証券等に関する高度の専門知識と分析技術を応用して分析し、当該分析の結果を踏まえて評価を行い、これら自らの分析又は評価結果に基づいて運用担当者等に対し有価証券の投資に関する助言を行う業務をいう。

※ポートフォリオを構築又は管理する業務、一定の時間を設定して行う相談業務、専ら分析のためのデータの入力・整理を行う業務は含まれない。

k 金融派生商品等の開発の業務

金融取引のリスクを減らしてより効率的に利益を得るため、金融工学のほか、統計学、数学、経済学等の知識をもって確率モデル等の作成、更新を行い、これによるシミュレーションの実施、その結果の検証等の技法を駆使した新たな金融商品の開発をいう。

「金融商品」とは、金融派生商品（金や原油などの原資産、株式や債券などの原証券の変化に依存してその値が変化する証券）及び同様の手法を用いた預貯金等をいう。

※金融サービスの企画立案又は構築の業務、金融商品の売買の業務、市場動向分析の業務、資産運用の業務、保険商品又は共済の開発に際してアクチュアリーが通常行う業務、商品名の変更のみをもって行う金融商品の開発の業務、専らデータの入力・整理を行う業務は含まれない。

1 大学における教授研究の業務(主として研究に従事するものに限る。)

学校教育法に規定する大学における教授研究の業務のうち主として研究に従事するものをいう。「教授研究の業務」とは、学校教育法に規定する大学の教授、助教授又は講師(以下「教授等」という。)の業務をいう。「教授研究」とは、教授等が、学生を教授し、その研究を指導し、研究に従事することをいう。「主として研究に従事する」とは、業務の中心はあくまで研究の業務であることをいうものであり、具体的には、研究の業務のほかには講義等の授業の業務に従事する場合に、その時間が、1週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度をいう。

※なお、大学病院等において行われる診療の業務については、専ら診療行為を行う教授等が従事するものは、教授研究の業務に含まれないものであるが、医学研究を行う教授等がその一環として従事する診療の業務であって、チーム制(複数の医師が共同で診療の業務を担当するため、当該診療の業務について代替要員の確保が容易である体制をいう。)により行われるものは、教授研究の業務として取り扱って差し支えない。

※学校教育法に規定する大学の助手については、専ら人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事する場合には、「a 新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務」に含まれる。

m 公認会計士の業務

法令に基づいて公認会計士の業務とされている業務をいう。

(例)

公認会計士法に規定する「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」業務、「公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」業務

n 弁護士の業務

法令に基づいて弁護士の業務とされている業務をいう。

(例)

弁護士法に規定する「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務」

o 建築士の業務

法令に基づいて建築士の業務とされている業務をいう。具体的には、一級建築士、二級建築士、木造建築士の業務をいう。

(例)

建築士法に規定する設計又は工事監理の業務

p 不動産鑑定士の業務

法令に基づいて不動産鑑定士の業務とされている業務をいう。

(例)

不動産の鑑定評価に関する法律に規定する、不動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。)の経済価値を判定し、その結果を価額に表示する業務

q 弁理士の業務

法令に基づいて弁理士の業務とされている業務をいう。

(例)

弁理士法に規定する「特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務

r 税理士の業務

法令に基づいて税理士の業務とされている業務をいう。

(例)

税理士法に規定する税務代理又は税務書類の作成

s 中小企業診断士の業務

法令に規定されている中小企業の経営の診断又は助言の業務をいう。

(例)

中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令に規定する、一般診断助言(中小企業者に対して個別に行う診断若しくは助言又はその集団に対して行う診断若しくは助言)

○企画業務型裁量労働制

■対象業務となり得る業務の例

- ・ **経営状態・経営環境等**について調査及び分析を行い、**経営に関する計画**を策定する業務
- ・ **現行の社内組織の問題点やその在り方等**について調査及び分析を行い、**新たな社内組織**を編成する業務
- ・ **現行の人事制度の問題点やその在り方等**について調査及び分析を行い、**新たな人事制度**を策定する業務
- ・ **業務の内容やその遂行のために必要とされる能力等**について調査及び分析を行い、**社員の教育・研修計画**を策定する業務
- ・ **財務状態等**について調査及び分析を行い、**財務に関する計画**を策定する業務
- ・ **効果的な広報手法等**について調査及び分析を行い、**広報**を企画・立案する業務
- ・ **営業成績や営業活動上の問題点等**について調査及び分析を行い、**企業全体の営業方針や取り扱う商品ごとの全社的な営業に関する計画**を策定する業務
- ・ **生産効率や原材料等に係る市場の動向等**について調査及び分析を行い、**原材料等の調達計画を含め全社的な生産計画**を策定する業務

■対象業務となり得ない業務の例

- ・ 経営に関する会議の庶務等の業務
- ・ 人事記録の作成及び保管、給与の計算及び支払、各種保険の加入及び脱退、採用・研修の実施等の業務
- ・ 金銭の出納、財務諸表・会計帳簿の作成及び保管、租税の申告及び納付、予算・決算に係る計算等の業務
- ・ 広報誌の原稿の校正等の業務
- ・ 個別の営業活動の業務
- ・ 個別の製造等の作業、物品の買い付け等の業務

対象労働者

対象労働者は、**対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者**であって、**対象業務に常態として従事**していることが原則である。

※ 例えば、大学の学部を卒業したばかりの労働者であって全く職務経験がないものは、客観的に見て対象労働者に該当し得ず、**少なくとも3年ないし5年程度の職務経験**を経た上で、対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者であるかどうかの判断の対象となり得るものであることに留意が必要。

対象業務の要件（詳細）

対象業務は、以下のイからニの要件のいずれにも該当するもの。

イ 事業の運営に関する事項についての業務

「事業の運営に関する事項」とは、

- ① **対象事業場の属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼす事項**
- ② **当該事業場に係る事業の運営に影響を及ぼす独自の事業計画や営業計画**

をいい、対象事業場における事業の実施に関する事項が直ちにこれに該当するものではなく、例えば、次のように考えられる。

【①に該当する例】

- a **本社・本店**である事業場においてその属する企業全体に係る管理・運営とあわせて対顧客営業を行っている場合、当該本社・本店である事業場の管理・運営を担当する部署において策定される当該事業場の属する**企業全体の営業方針**
- b **事業本部**である事業場における当該事業場の属する**企業等が取り扱う主要な製品・サービス等についての事業計画**
- c **地域本社や地域を統轄する支社・支店等**である事業場における、当該事業場の属する**企業等が事業活動の対象としている主要な地域における生産、販売等についての事業計画や営業計画**
- d **工場等**である事業場において、**本社・本店**である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に策定する、当該事業場の属する**企業等が取り扱う主要な製品・サービス等についての事業計画**

【①に該当しない例】

- a **本社・本店**である事業場の対顧客営業を担当する部署に所属する**個々の営業担当者が担当する営業**
- b **工場等**である事業場における**個別の製造等の作業や当該作業に係る工程管理**

【②に該当する例】

- a **支社・支店等**である事業場において、**本社・本店**である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に策定する、当該事業場を含む複数の支社・支店等である事業場に係る**事業活動の対象となる地域における生産、販売等についての事業計画や営業計画**
- b **支社・支店等**である事業場において、**本社・本店**である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に策定する、当該事業場のみに係る**事業活動の対象となる地域における生産、販売等についての事業計画や営業計画**

【②に該当しない例】

支社・支店等である事業場において、**本社・本店又は支社・支店等**である事業場の具体的な指示を受けて行う**個別の営業活動**

※ なお、「本社・本店である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に策定する」とは、以下 a 又は b の場合。

- a 支社・支店等である事業場の属する**企業等が取り扱う主要な製品・サービス等の事業計画について広範な裁量が当該事業場に認められており、その広範な裁量の下で、当該事業場がその属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼす事項についての事業計画を策定している場合**
- b 支社・支店等である事業場に係る**事業活動の対象となる地域における生産、販売等に係る事業計画や営業計画について広範な裁量が当該事業場に認められており、その広範な裁量の下で、当該事業場に係る事業の運営に影響を及ぼす独自の事業計画や営業計画を策定している場合**

ロ 企画、立案、調査及び分析の業務

「企画、立案、調査及び分析の業務」とは、「企画」、「立案」、「調査」及び「分析」という相互に関連し合う作業を組み合わせることを内容とする業務をいう。ここでいう「業務」とは、部署が所掌する業務ではなく、個々の労働者が使用者に遂行を命じられた業務をいう。

※ 対象事業場に設けられた**企画部、調査課等の「企画」、「立案」、「調査」又は「分析」に対応する語句をその名称に含む部署において行われる業務の全てが直ちに「企画、立案、調査及び分析の業務」に該当するものではない。**

ハ 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務

「当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある」業務とは、使用者が主観的にその必要があると判断しその遂行の方法を大幅に労働者にゆだねている業務をいうものではなく、**当該業務の性質に照らし客観的にその必要性が存するもの**であることが必要である。

ニ 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務

「当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」とは、当該業務の遂行に当たり、その内容である**「企画」、「立案」、「調査」及び「分析」という相互に関連し合う作業をいつ、どのように行うか等についての広範な裁量が、労働者に認められている業務**をいう。

※ 日常的に使用者の具体的な指示の下に行われる業務や、あらかじめ使用者が示す業務の遂行方法等についての詳細な手順に即して遂行することを指示されている業務は、これに該当しない。

別表2 事業の種類一覧

農業、林業、漁業 動植物を飼育、栽培する事業、林木を育成、陸生動植物を採取する事業、水産動植物を採取、採捕する事業が該当します。 ○ 農業に直接関係するサービス業務も含まれます（庭園作り、花壇の手入れを行う場合も含まれます。）。 ○ 林業に直接関係するサービス業務も含まれます（鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕を行う場合も含まれます。）。 ○ もやし、かいわれ大根などの工場栽培も含まれます。 ○ 漁業に直接関係するサービス業務も含まれます（漁業を行う事業場からの請負で網の設置、養殖場での餌まきなどを行う場合も含まれます。）。 × 公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成は、「建設業」に該当します。
鉱業、採石業、砂利採取業 鉱物の掘採、採石、砂利を採取する事業が該当します。 ○ 鉱物を探査するための地質調査や開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業も含まれます。
建設業 建設工事を行う事業が該当します。 ○ 電気工事、管工事など建築物の一部の設備を工事する事業も含まれます。 × 測量や、建設工事のコンサルタント、設計、監理を行う事業は、「学術研究、専門・技術サービス業」に該当します。
製造業 製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業が該当します。
◆消費関連製造業 食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、家具・装備品、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮、他に分類されない製造業が該当します。
◆素材関連製造業 木材・木製品(家具を除く)、紙・パルプ・紙加工品、化学工業、石油・石炭・プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属製品、金属製品の製造業が該当します。
◆機械関連製造業 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具の製造業が該当します。
電気・ガス・熱供給・水道業 各資源エネルギーの供給を行う事業が該当します。 ○ 蒸気、温水、冷水等を導管により供給する事業なども含まれます。 ○ 下水道業を行う事業も含まれます。 × 電気・ガス・水道事業場から検針・集金業務を請け負う場合は、「他の営利事業」に該当します。
情報通信業 情報の伝達、処理、提供などを行う事業が該当します。
◆ソフトウェア業 受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェア、ゲームソフトウェアの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業が該当します。
◆映像・音声・文字情報制作業 映画、ビデオ、又はテレビジョン番組の制作・配給を行う事業、レコード又はラジオ番組の制作を行う事業、新聞の発行又は書籍、定期刊行物などの出版を行う事業並びにこれらに附帯するサービスを提供する事業が該当します。 × 新聞、書籍等の印刷のみを行う場合は、「製造業」に該当します。
◆情報通信業(ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業を除く) ○ 電気通信業、放送業、データ入力業、サイト運営業なども含まれます。 ○ 携帯電話の契約、解約を行う代理店も含まれます（携帯電話の販売も併せて行っている場合は、「卸売業、小売業」にも該当します。）。
運輸業、郵便業 旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業が該当します。 ○ 物品を保管することを業とする倉庫業、運輸に関係するサービス業も含まれます（こん包、運送業務の代理なども含まれます。）。 × 自家用倉庫は倉庫を管理する事業場の産業に該当します。
卸売業、小売業 購入した商品を別の業者に販売したり、商品を個人や家庭に販売する事業が該当します。
◆機械器具卸売業 産業機械器具、自動車、電気機械器具などを卸売する事業が該当します。 ○ 主として業務用に使用される商品を販売する場合も含まれます（事務用機器・家具、建設材料などを販売。）。 ○ 手数料を得て、他の事業場のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業も含まれます。 ○ 同種の商品を販売・修理している場合も含まれます。 ○ 店舗を持たず、カタログ、新聞、インターネット等による通信販売を行う事業も含まれます。 × 同一の場所で製造して卸売を行っている場合は、「製造業」に該当します。
◆卸売業(機械器具卸売業を除く) ○ 主として業務用に使用される商品を販売する場合も含まれます（事務用機器・家具、建設材料などを販売。）。 ○ 手数料を得て、他の事業場のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業も含まれます。 ○ 同種の商品を販売・修理している場合も含まれます。 ○ 店舗を持たず、カタログ、新聞、インターネット等による通信販売を行う事業も含まれます。 × 同一の場所で製造して卸売を行っている場合は、「製造業」に該当します。
◆小売業 ○ 主として業務用に使用される商品を販売する場合も含まれます（事務用機器・家具、建設材料などを販売。）。 ○ 製造して、その場所で消費者に小売をしている場合も含まれます。 ○ 同種の商品を販売・修理している場合も含まれます。 ○ 店舗を持たず、カタログ、新聞、インターネット等による通信販売を行う事業も含まれます。

金融業、保険業 資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業が該当します。	
◆金融業 資金の貸し手と借り手の間に立って資金の融通を行う事業及び両者の間の資金取引の仲介を行う事業が該当します。 ○ 資金取引の仲介を行う金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業なども含まれます。	
◆保険業 不測の事故に備えようとする者から保険料の払込みを受け、所定の事故が発生した場合に保険金を支払うことを業とするもので、保険業（生命保険、損害保険）、共済事業、少額短期保険業及びこれらに附帯する保険媒介代理業、保険サービス業を営む事業が該当します。	
不動産業、物品賃貸業 土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業、物品を賃貸する事業が該当します。 ○ 不動産の取引の代理・仲介を行う事業、駐車場業も含まれます。 × 建物の建設を自ら行い、分譲する場合は、「建設業」に該当します。	
学術研究、専門・技術サービス業 学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業が該当します。	
◆学術・開発研究機関 学術的研究、試験、開発研究などを行う事業が該当します。	
◆広告業 主として依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供する事業及び広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する事業が該当します。	
◆専門サービス業(他に分類されないもの) 法務に関する事務、助言、相談、その他の法律サービス、財務及び会計に関する監査、調査、相談のサービス、税務に関する書類の作成、相談のサービス及び他に分類されない自由業的、専門的な知識サービスを提供する事業が該当します。 ○ 法律事務所、特許事務所、土地家屋調査士業、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、不動産鑑定業、コピーライター業などの専門的な知識を提供する事業及び研究所なども含まれます。	
◆技術サービス業(他に分類されないもの) 獣医学的サービス、土木建築に関する設計や相談のサービス、商品検査、計量証明及び写真制作などの専門的な技術サービスを提供する事業が該当します。 ○ 建築設計業、機械設計業、商品検査業、写真業も含まれます。	
宿泊業、飲食サービス業 宿泊場所を提供する事業、客の注文に応じ調理した飲食料品を、その場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業 ○ 病院給食、施設給食、ケータリングサービスを行う事業も含まれます。 × 飲食料品を作り置きなどし、販売する場合は、「卸売業、小売業」に該当します。	
生活関連サービス業、娯楽業 個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業が該当します。 ○ クリーニング業、理・美容業、浴場業、旅行業、冠婚葬祭などのサービスを提供する事業も含まれます。 ○ 映画館、劇団、競馬場、野球場、フィットネスクラブ、パチンコ店など娯楽あるいは余暇利用・スポーツに係る施設を提供する事業も含まれます。	
教育、学習支援業 学校教育や教養・技能などを教授する事業が該当します。	
◆高等教育機関 大学、短期大学、高等専門学校が該当します。	
◆教育、学習支援業(高等教育機関を除く) 高等教育機関に該当しない教育、学習支援業が該当します。 ○ 学校の補習教育を行う学習塾、ピアノ教室、図書館、美術館、動物園なども含まれます。 × 乳児又は幼児を保育する保育所は、「医療、福祉」に該当します。	
医療、福祉 医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業が該当します。 ○ 成人病集団検診業、健康保険組合など保健衛生や社会保険に関するサービスを提供する事業、保育所、老人ホーム、訪問介護事業なども含まれます。 × 調剤薬局は、「卸売業、小売業」に該当します。 × 獣医業は、「学術研究、専門・技術サービス業」に該当します。	
複合サービス業 信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局、農業協同組合等が該当します。	
その他サービス業(他に分類されないもの) 主として個人又は事業場に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業が該当します。	
◆その他事業サービス業 企業経営を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業が該当します。 ○ 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、情報システム管理などは含まれます。	
◆サービス業(他に分類されないもの) (その他の事業サービス業) 次のような各種のサービスを提供する事業が含まれます。 ① 廃棄物の処理に係る技能・技術等を提供するサービス [廃棄物処理業] ② 物品の整備・修理に係る技能・技術を提供するサービス [自動車整備業、機械等修理業] ③ 労働者に職業をあっせんするサービス及び労働者派遣サービス [職業紹介・労働者派遣業] ④ 会員のために情報等を提供するサービス [政治・経済・文化団体、宗教] ⑤ その他のサービス [その他のサービス業、外国公務]	業種及び業態を選択する際の参考として、事業に関する説明や事例を紹介している、『経済センサス「事業の種類」検索辞典』をインターネット上で掲載しています。 【経済センサス「事業の種類」検索辞典】 http://www.stat.go.jp/data/e-census/jiten/index.htm
その他 いずれの項目にも分類しえない事業が該当します。	

SAMPLE